

# 学科教本 訂正表

法改正に伴い、『学科教本』を下記のとおり訂正いたします。

- ◆ 5 ページ 『**主な用語の意味**』を、下記のとおり変更します。
- ◆ 6 ページ

<p><b>10. 原動機付自転車</b></p> <p>総排気量 50cc 以下、定格出力 0.60kw 以下の二輪車と総排気量 20cc 以下、定格出力 0.25kw 以下の三輪以上の車であって、レーン、架線などによらないで運転する車で、軽車両、身体障がい者用の車いすおよび歩行補助車など以外のものをいいます。</p>	<p><b>20. 自動車</b></p> <p>原動機を用い、レーンや架線によらないで運転する車で、原動機付自転車、軽車両、身体障がい者用の車いす、歩行補助車や小児用の車など（「歩行補助車など」といいます。）以外のものをいいます。</p>
---	--

- ◆ 106 ページ 『**2 第一種運転免許の種類**』を、下記のとおり変更します。

<p style="text-align: center;"><b>大型自動車</b></p> <p>エンジンの総排気量が400ccを超え、または定格出力が20.00kwを超える二輪の自動車(側車付のものを含む)</p>	
<p style="text-align: center;"><b>普通自動車</b></p> <p>エンジンの総排気量が50ccを超え400cc以下または定格出力が0.60kwを超え20.00kw以下の二輪の自動車(側車付のものを含む)</p>	

- ◆ 107 ページ 『**限定免許**』を、下記のとおり変更します。

● AT 限定の大型二輪免許	自動二輪車のオートマチック車に限られます。
● AT 限定の普通二輪免許	総排気量400cc以下、または定格出力20.00kw以下のオートマチック車に限られます。

- ◆ 116 ページ 『**3 運転免許の効力の仮停止**』を、下記のとおり変更します。

④ 携帯電話使用等(交通の危険)の違反行為をして死傷事故を起こしたとき	
⑤ 酒気帯びや過労、病気の状態で運転したり、最高速度を超えて運転するなど、危険性の高い違反行為をして死亡事故を起こしたとき	

- ◆ 120 ページ 『**主な交通違反の点数と反則金の額**』を、下記のとおり変更します。

交通違反の種類	点数	酒気帯び未通過	反則金の額			
			大型	普通	二輪	小型原付特付
携帯電話使用等(交通の危険)	6	16				
携帯電話使用等(保持)	3	15	25	18	15	12